

ホスティングサービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条

当社が提供するインターネット上でのサービスは、国際電気通信条約（昭和59年条約第8号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、その他の法令の規定によるほか、このホスティングサービス契約約款（以下「約款」といいます。）によって取り扱います。

(約款の変更)

第2条

当社は、加入者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

(協議)

第3条

約款に記載のない実施上必要な細目については、加入者と当社との協議によって定めます。

(用語の定義)

第4条

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

ドメイン名

日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）により割り当てられる組織名を示す名前。
ドメイン ひとつのドメイン名によって示される範囲。

独自ドメインサービス

加入者の希望するドメイン名を取得し提供するサービス。

URL

"Uniform Resource Locator"の略。インターネットにおける所在地を示すもっとも標準的な書式。

ホスティングサービス

複数の契約者と共有のサーバー上の契約者専用領域で独自ドメインサービスを利用するサービス。

サーバー

インターネット上での各種サービスを提供するためのコンピューター。

(サービス内容)

第5条

当社は加入者に対し、ホスティングサービスを提供するものとします。

当社は加入者の希望により、加入者独自のドメインを代行取得するサービスを提供するものとします。

(本サービスの提供区域)

第6条

本サービスの提供区域は、日本国の全地域とします。

(本サービスの利用規定)

第7条

データの入力替え、変更、追加などの作業は、その他のサービスを契約していない場合、基本的に加入者が行なうものとします。

サービス内容の変更は、既存契約の解除と新契約の締結によって執り行われるものとします。

加入者が独自ドメインを使用する場合は、そのドメイン名のメールアドレスが使用できるものとします。

第2章 加入契約

(加入契約の単位)

第8条

当社は、本サービスの加入申込ごとにサービス契約を締結します。

(加入契約の期間)

第9条

本サービスの最低利用期間は1年間とし、その起算日は、サービス利用開始日とします。

前項までの規定にかかわらず、当社が別途定める起算日より起算することもあります。

(加入申込)

第10条

本サービスの加入申込をする方は、当社が定める手続きに従い加入契約の申込を行って頂きます。

(加入申込の承諾)

第11条

当社は、本サービスに係わる加入契約の申込を承諾したときは、契約者に対し本サービスを利用するためのユーザーアカウント名およびパスワード等を交付するとともに、それを記載した書面をすみやかに送付します。

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加入契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 加入契約申込者が当社の提供するサービスの料金等の支払いを現に怠り、または怠る恐れがある時。
- (2) 加入契約者が加入契約申込書に、ことさら虚偽の事実を記載した時。
- (3) 前各号に定めるほか、その本サービス加入契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障がある時。

前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを拒絶した場合、当社は申込者に対し書面によりその旨を通知いたします。

(契約事項の変更等)

第12条

契約者は、その氏名(法人の場合は、名称および代表者の氏名)、住所、支払いに使用する金融機関等、当社に対して届け出た契約事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知してください。

当社は、前項の契約事項変更の希望があった場合、第11条の規定に準じて取り扱います。

(権利譲渡の禁止)

第13条

加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(法人の契約者の地位の承継)

第14条

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(個人の加入者の地位の承継)

第15条

加入契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係わるホスティングサービスの提供するサービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を継承した者で1名に限る)は、引き続き当該契約によるホスティングサービスの提供を受けることができます。この場合、死亡した契約者の当該契約上の地位を継承するものとします。

第11条(加入申込の承諾)の規定については、前項の場合について準用します。

(加入契約者が行う加入契約の解除)

第16条

加入契約者が加入契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までにメールもしくは書面により、その旨を当社に通知していただきます。

第3章 料金体系等

(料金体系)

第17条

当社の提供するサービスの料金体系は次の通りとします。

ホスティングサービス初期登録料金

ホスティングサービス月額料金

(料金)

第18条

当社の提供するサービス料金は、料金表に規定する通りとします。表示価格はいずれも消費税抜きの価格であり、課税対象項目については別途消費税相当額を加算して申し受けることとします。(以下料金表)

	基本仕様	金額
ホスティングサービス 初期登録料金	メールアドレス 20 件まで、 全専有ディスク容量 200MB	¥10,000.-
ホスティングサービス 月額料金	メールアドレス 20 件まで、 全専有ディスク容量 200MB	¥5,000.-
ホスティングサービス 単位仕様追加月額料金 (ホスティングサービス 月額料金に加算)	前項「ホスティングサービス」に 1 単位毎、 最大 5 単位まで仕様追加する形で承ります。 (6 単位以上の仕様追加は、別途応相談とさせていただきます。) メールアドレス 20 件まで、専有ディスク 容量 100MB 追加を 1 単位とする。	1 単位あたり ¥500.-

(サービス基本料金の計算方法)

第19条

当社の提供するサービスの月額料金の計算方法は、料金表に規定する通りとします。

(料金の支払)

第20条

加入契約の申込をし、当社が承諾したときは、加入者は第17条(料金体系)に規定される料金の支払を要します。

(料金の支払方法等)

第21条

料金は以下のように支払っていただきます。

(1)サービス初期登録料金は、当社が加入契約の申込を承諾した時に支払っていただきます。

(2)サービス基本料金は、料金表に規定する通りに支払っていただきます。

前項の規定により請求を受けた時は、請求書に指定する期日までにその料金を支払っていただきます。

料金の支払は、現金によるものとします。

(消費税相当額を加算)

第22条

第17条(料金体系)により支払を要する料金の額に、消費税相当額を加算した金額を支払っていただきます。

(割増金)

第23条

加入者は料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額他に、免れた額の2倍に相当する割増金に、消費税相当額を加算した上で、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条

加入者は料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌月から支払の日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合には、この限りではありません。

(端数処理)

第25条

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てます。

第4章 利用上の制約事項

(ドメイン名およびURLの制限)

第26条

加入者が使用するドメイン名およびURLは、当社が指定、提供したもの、または、JPNICから正式に取得したものとします。

(非常事態の場合の利用制限)

第27条

当社は、非常事態が発生、もしくは発生する恐れがある場合には、サービスの提供を制限または停止させていただくことがあります。

(サービスの停止)

第28条

当社は次の場合にサービスの一部または全部を停止させていただくことがあります。

- (1)電気通信設備の保守または工事上やむを得ない時。
- (2)第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、ホスティングサービス用通信回線の提供が困難になった時。

当社は前項の規定により、サービスの一部または全部を停止する時には、あらかじめその旨を加入者に通知します。

緊急やむを得ない場合には、前2項の限りではありません。

第5章 利用停止及び契約の解除等

(加入者の利用停止)

第29条

当社は加入者が次のいずれかに該当する場合には、理由、停止日、停止期間を加入者に通知し、ホスティングサービスの利用を停止することがあります。

- (1)当社サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払がない時。
- (2)以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断した時

- 1)他の契約者または第三者もしくは当社の著作権の侵害
 - 2)他の契約者または第三者もしくは当社への誹謗、中傷
 - 3)他の契約者または第三者もしくは当社に不利益を与える場合
 - 4)選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する場合、及び公職選挙法に抵触する場合
 - 5)公序良俗に反する行為及び青少年に悪影響を及ぼす内容を提供する行為
 - 6)法令に違反するもの、違反のおそれのある行為
 - 7)犯罪的行為に結びつく場合
 - 8)ダイレクトメール等により、他の契約者または第三者もしくは当社に迷惑を与える行為
 - 9)その他、当社が不適切と判断した行為
- (3)申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した時。
- (4)前3号の他、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務遂行上または当社の電気通信設備に支障をおよぼし、またはおよぼす恐れのある行為をした時。
- 停止期間経過後も前項に該当している場合には、引き続き当社のサービスの利用を停止します。

(当社が行う加入契約の解除)

第30条

当社は、第29条(加入者の利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、提供の停止期間中になお第29条各号の事実を解消しない場合には、ホスティングサービスの加入契約を解除することがあります。

当社は、前項目の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(サービスの廃止)

第31条

当社は、都合により特定の品目のサービスを廃止することがあります。

当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、加入者に対し廃止する日の3ヶ月前までに書面によって通知します。

第6章 保守

(当社の維持責任)

第32条

当社は当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

当社は、第一種電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、その第一種電気通信事業者に維持させます。

第7章 料金の返還

(料金の返還)

第 3 3 条

当社は、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続 24 時間以上利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社が全く利用できない状態を知った時刻から、再び利用可能になったことを確認した時刻までの時間数を 24 で除した数（小数点以下端数は切り捨てます）に基本料の月額額の 60 分の 1 を乗じて得た額を翌月の請求時に基本料から差し引きます。

前項の規定にかかわらず、第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者によるホスティングサービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、第一種電気通信事業者が当社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。

但し、前 2 項に関しては、契約者は当該請求をなし得ることとなった日から、90 日以内に当該請求をしなかった場合は、その権利を失うものとします。

当社の故意または重大な過失により、契約者にホスティングサービスの利用が全くできない状態となった時は、第 1 項および第 2 項の規定は適用しません。

天災、事変、その他不可抗力により、ホスティングサービスを提供できなかった場合、当社は一切その責を負わないものとします。

当社は第 1 項および第 2 項に定める他は、ホスティングサービスの提供にあたって、ホスティングサービスを利用する者が被った損害について賠償の責任を負いません。

当社の提供する全サービスが完全に廃止される場合、加入者の利用料金は残りの契約期間に依りて、サービスを廃止した日から起算し、契約期間末日までの利用日数に、月額額の 30 分の 1 を乗じて得た金額を返還、または翌月の請求時に基本料から差し引きます。ただし、当社が倒産した場合、もしくは倒産が見込まれる場合は返還しません。

第 8 章 雑 則

（加入者の遵守事項）

第 3 4 条

加入者は以下の事項を守っていただきます。

加入者は、当社から発行された会員番号、ログイン名およびパスワード管理の一切の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。トラブルを未然に防ぐため、加入者がログイン名およびパスワードを第三者に譲渡、貸し出しすることは、原則的には禁止とします。

ただし、サークルやクラブ、有志の団体などといった非法人の団体が、その代表者名や管理者名による個人名義でご契約された場合などに関しては、その団体の内部で自己管理を行なうという前提において、その限りではありません。

その場合、ログイン名およびパスワードに関係して何らかのトラブルが発生したとしても、当社は一切責任を負いませんので、充分注意してください。

加入者のログイン名およびパスワードが他の第三者に使用されたことによって、加入者が損害を被っても、故意過失の有無に拘わらず当社は一切の責任を負いません。

契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従ってください。特に学術・研究ネットワークは営利目的として利用できません。

インターネットサービスから得た情報は、転載、転売、その他いかなる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認が必要です。

加入者は、ホスティングサービスの利用中に何らかの異常を発見した場合、直ちにその旨を当社に通知していただくようお願いいたします。

ホスティングサービス上の各種システムで、当社が管理しているシステムにおいては、それぞれの運用規則に従うものとします。

（免責）

第35条

第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、ホスティングサービスを不正に利用することにより、加入者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。

当社は、ホスティングサービスの利用に関する加入者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。

当社は、加入者がホスティングサービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、ホスティングサービスの使用により契約者に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負わないものとします。

不特定の者が閲覧できるようなシステム上で交わされた情報の結果が名誉毀損、あるいは損害賠償の訴訟対象となり得る場合、それらの情報に関し当社が事前に知っていたか否かに関わらず、また事前に検閲を行っていたか否かに関わらず、当社はその一切の責任を負わないものとします。

ホスティングサービスの使用により、加入者が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

当社は、ホスティングサービスの完全な運用に努めますが、ホスティングサービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合においても、当社は責任を負いません。

当社は、ホスティングサービスの提供に関し、契約者に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。

（独自ドメイン）

第36条

加入者が使用する独自ドメイン名は、公式登録されたものである必要があります。

（機密保持）

第37条

当社はホスティングサービスの提供に関連して知り得た加入者の機密情報を第三者に漏洩しないものとします。ただし当社がこのサービス料金等の収納を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。

（著作権）

第38条

加入者が当社から貸与されたログイン名を使用して創造した創作物または著作物については、当該ログ

イン名の管理者である加入者が当該著作物の作者または著作者とみなされる。

第三者が著作権を有したり、契約を要するものを不法に使用したりするなど権利侵害行為があった場合には、当該ログイン名の管理者である加入者自身に責任が帰属するものとする。

加入者自身がホスティングサービス上で創作した著作物の著作権を有し、日本国憲法および著作権法によって保護される。

掲載された創作物は、その著作者がホスティングサービスサービス加入者としての効力の有無に関わらず、当社の管理者および他の加入者が無償で使用することができるものとする。

(ここで言う「使用」とは、ホスティングサービス上での複製、変更または引用などの他、他の加入者または当社の管理者が私的に利用するために、ホスティングサービス上で公表または交換された情報の保存、再利用などを目的として行なう磁気媒体などへの複製およびその変更など並びに複製、頒布、変更、翻案または翻訳などを行なうことを言う。)

加入者および当社の管理者は、上項目以外での態様での使用はできないものとする。

当社の管理者が加入者の著作物または創作物を、当該加入者の同意なしに公表し、当該加入者の名前を付さずに複製、頒布または引用などしたり、必要に応じて変更、翻案または翻訳などしたとしても、当該加入者は自らの著作者人格権を行使できないものとする。

加入者がホスティングサービス上で創作した著作物または創作物を第三者に対して使用許諾する場合には、当該使用許諾を独占的使用許諾とすることはできないものとする。

(創作物の削除および改ざん)

第39条

掲載された著作物または創作物が、当社の電気通信設備に支障をおよぼし、またはおよぼす恐れがある信号(コード)が含まれる場合は、当社の管理者は、掲載者に予告することなく当該著作物または創作物を削除または改ざんすることができる。

掲載された著作物または創作物の内容が、第38条(著作権)により当社の管理者が運用上必要と定めたものは、掲載者に予告することなく当該著作物または創作物を削除または改ざんすることができる。

サービス時間

毎日24時間(ただし、保守の都合上、予告の上、運休する場合があります。)

サポート時間

午前9時～午後5時(ただし、土・日・祝祭日は除く)

〒417-0056

静岡県富士市日乃出町 177-1

静岡インターネット株式会社

TEL:0545-55-0433 FAX:0545-55-0898